

**羽咋都市広域圏事務組合消防本部
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**

令和 8 年 6 月

羽咋都市広域圏事務組合

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	6
(1) 目的	6
(2) 対象とする範囲	6
(3) 対象とする温室効果ガス	6
(4) 計画期間	6
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
4. 温室効果ガスの排出状況	8
(1) 「温室効果ガス総排出量」	8
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	10
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	10
5. 温室効果ガスの排出削減目標	11
(1) 目標設定の考え方	11
(2) 温室効果ガスの削減目標	11
6. 目標達成に向けた取組	12
(1) 取組の基本方針	12
(2) 具体的な取組内容	12
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	14
(1) 推進体制	14
(2) 点検・評価・見直し体制	15
(3) 進捗状況の公表	15

1. はじめに

このたび、2040 年度までの羽咋都市広域圏事務組合消防本部（以下、「当消防本部」という。）の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「羽咋都市広域圏事務組合消防本部地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっており、国内においても近年では大規模な山火事や線状降水帯など極端な大雨による豪雨被害など、自然災害が激甚化・頻発化しています。また、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を消防業務においても実感することが増えてきました。

国では 2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、石川県においても、石川県環境総合計画を 2020 年 3 月に策定し、2022 年 9 月に「いしかわカーボンニュートラル宣言」を行い、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

構成市町では、羽咋市においては、2016 年 3 月に羽咋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、温暖化対策を推進してきました。2025 年 1 月には、2050 年 CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めているところです。その他、志賀町では 2018 年 4 月に志賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、宝達志水町では 2019 年 6 月に第 3 次宝達志水町地球温暖化対策実行計画をそれぞれに策定しており、当消防本部につきましても、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 8 年（2026 年）6 月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものとと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年（令和 3 年）6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等

に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年（令和 3 年）6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。今後 5 年間を集中期間として、脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

その後、2025 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画の中で、2026 年度以降 2030 年度までの 5 年間を新たに実行集中期間として位置付け、地域脱炭素ロードマップを推進する中で顕在化してきた足元の課題や今後考慮すべき新たな脱炭素技術等を踏まえ、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を更に加速化していく必要があるとして、国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくとともに、更なる施策を積極的に推進することとされました。

また、同計画の中で、2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分
ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360～370 (▲70～71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180～200 (▲57～61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40～50 (▲79～83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40～60 (▲71～81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40～80 (▲64～82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10～20 (▲81～91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲54%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三フッ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

2035 年度の温室効果ガス排出量・吸収量の目標 (2013 年度比) については、約 570 百万 t-CO₂ (2013 年度比 60% 減) とする。

国内の排出削減に加え、アジア地域を中心とした世界の排出削減について、アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) の枠組み等も活用しながら、着実に取組を進め、パリ協定第 6 条に基づき、我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントできるよう検討を進める。

- 1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録 (インベントリ) (2022 年度) に従い、地球温暖化対策計画 (令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したものの。
- 4 さらに、50% の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画 (令和 7 年 2 月 18 日閣議決定) 第 3 章第 2 節 3. (1) に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省 (2025) 「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025 年 2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを旨としています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2026 年 3 月末時点においては 1,167 地方公共団体と加速度的に増加しています。

この様な中、当消防本部におきましても、地球温暖化防止に向けた継続的な継続的な取り組みとして、庁舎照明の LED 化、空調設備の更新に合わせた省エネルギー化等を実施し、本計画に基づく環境負荷の低減を実践していきます。

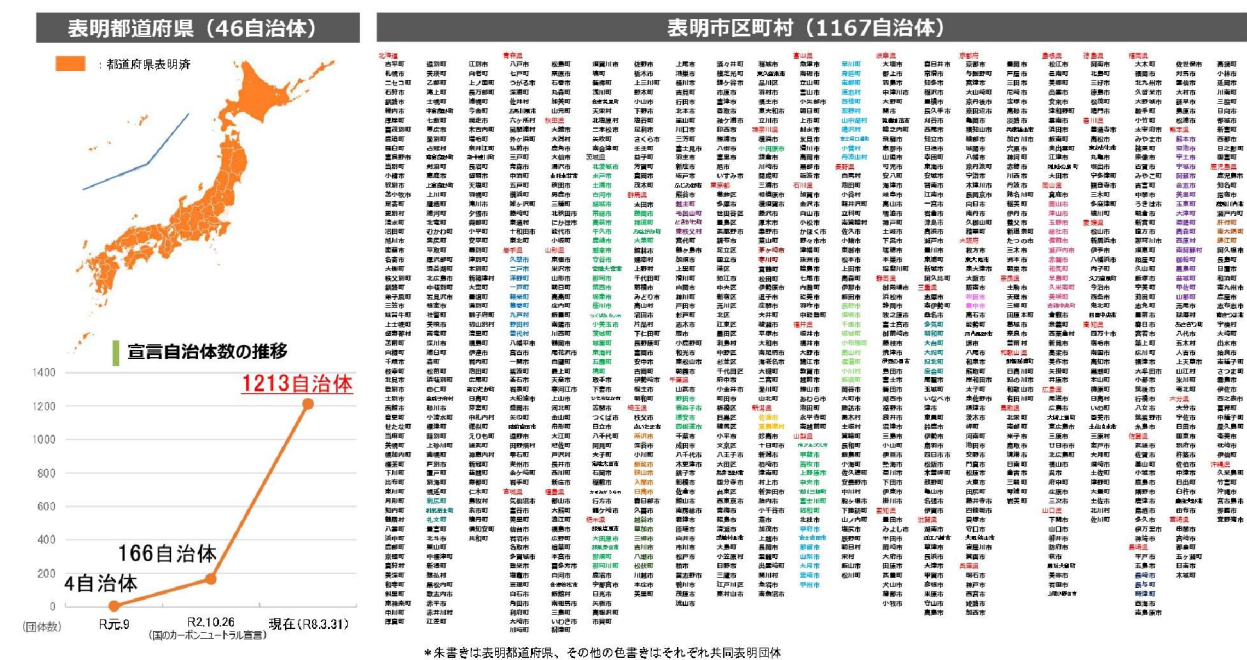


図 1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体（2026 年 3 月 31 日時点）

出典：環境省（2026）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3. 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当消防本部が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、当消防本部全ての事務事業及び施設とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、策定年度である 2026 年度から 2040 年度末までとします。基準年度は 2020 年度、目標年度は 2040 年度とし、2030 年度、2035 年度に計画の見直しを行います。

項 目	年度							
	2020	2026	…	2030	…	2035	…	2040
期間中の事項	基準 年度	策定 年度		計画 見直し		計画 見直し		目標 年度
計画期間								

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定することとし、構成市町の各地球温暖化対策計画及び各総合計画に即して策定します。

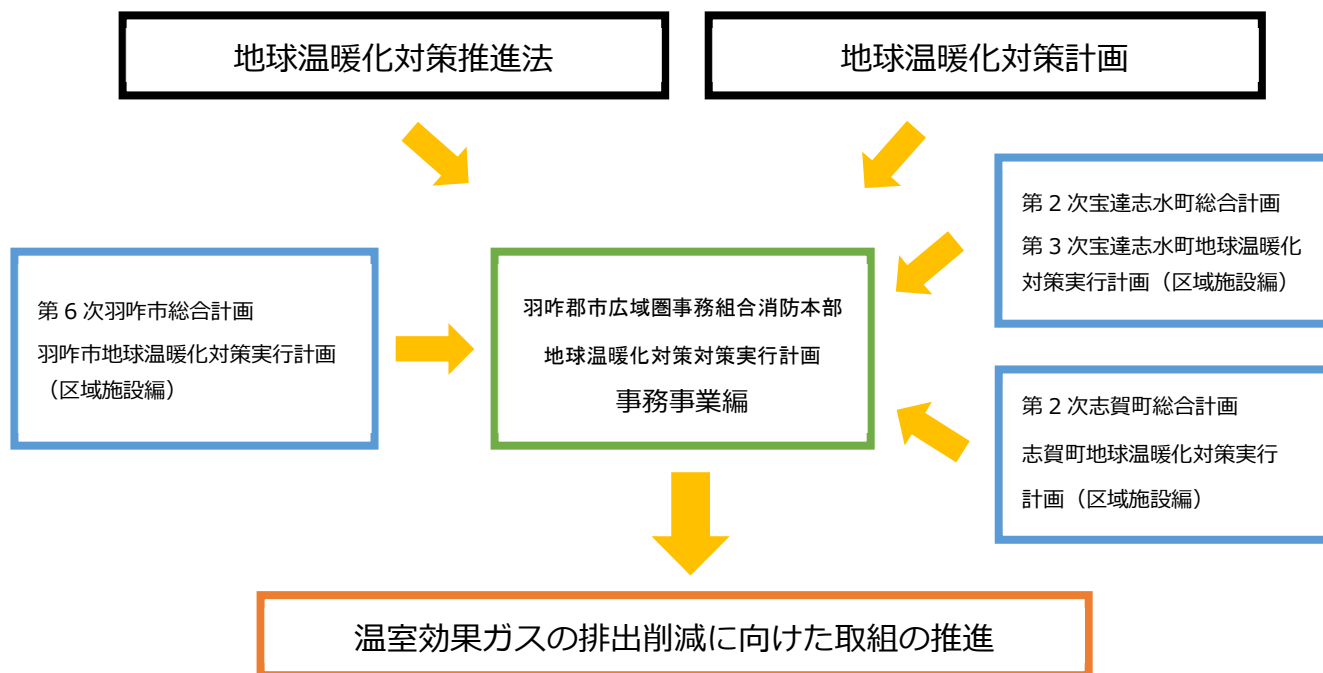


図 3 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部地球温暖化対策対策実行計画の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

当消防本部の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2020 年度において、211.8t-CO₂ となっています。

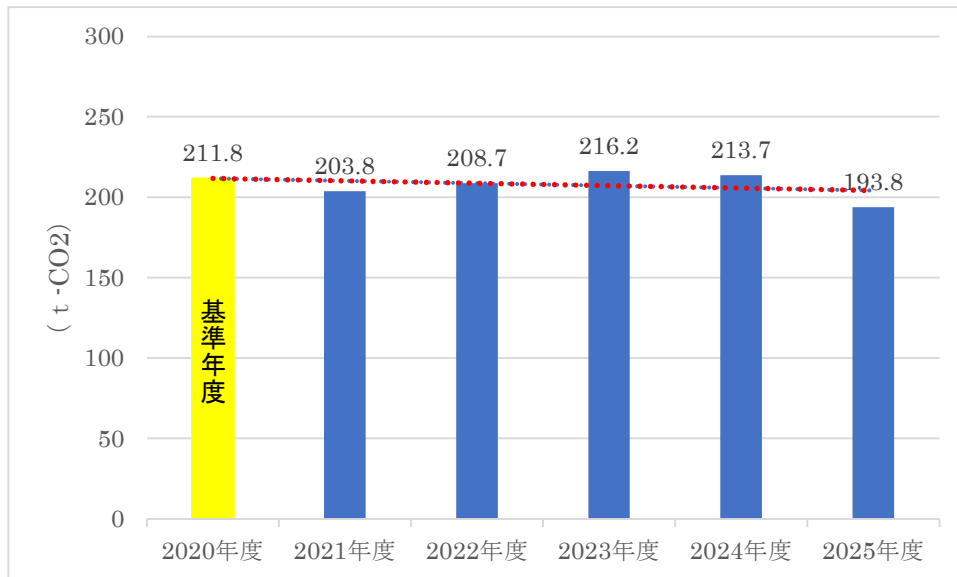


図 4 当消防本部の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、消防本部・羽咋消防署合同庁舎が全体の 46%を占め、次いで志賀消防署 20%、宝達志水消防署 17%、富来分署 13%、草木基地局 4%となっています。

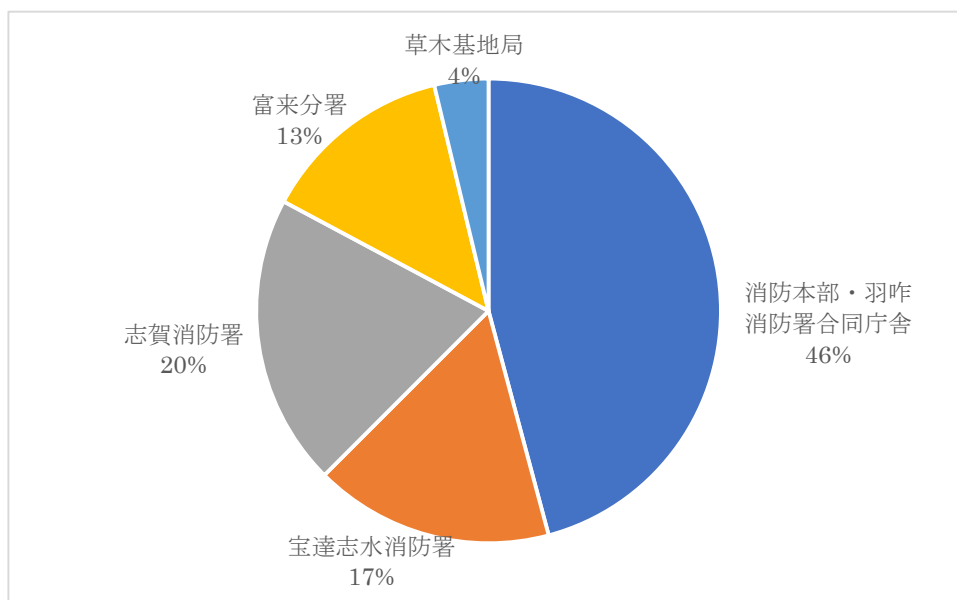


図 5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020 年度）

基準年度（2020 年度）以降の施設毎の温室効果ガス排出量は下表のとおりです。

表 2 施設別の「温室効果ガス総排出量」

単位：t-CO₂

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
消防本部・羽咋消防署	96.1(47.2%)	98.2(47.1%)	102.0(47.2%)	99.5(46.6%)	81.2(41.9%)
宝達志水消防署	30.1(14.7%)	28.3(13.6%)	29.8(13.8%)	29.4(13.7%)	28.9(14.9%)
志賀消防署	42.4(20.8%)	43.4(20.8%)	45.0(20.8%)	45.2(21.1%)	46.7(24.1%)
富来分署	27.7(13.6%)	31.1(14.9%)	32.0(14.8%)	30.2(14.1%)	26.8(13.8%)
草木基地局	7.5(3.7%)	7.7(3.7%)	7.4(3.4%)	9.4(4.4%)	10.2(5.3%)

また、エネルギー種別では、電気が全体の 58.6%を占め、次いで軽油 21.4%、ガソリン 17.7%、LPG1.4%、自動車の走行 0.7%となっています。

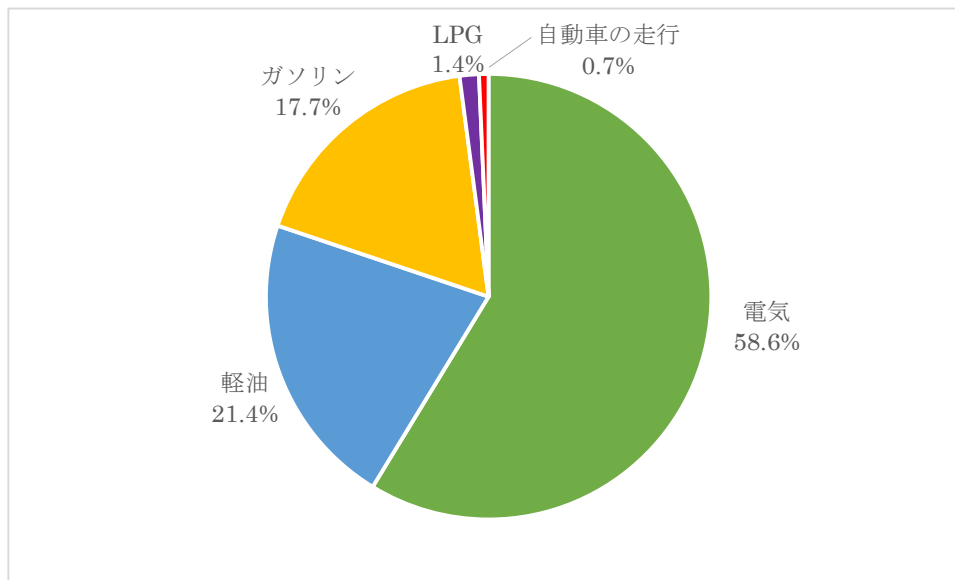


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2020 年度)

基準年度 (2020 年度) 以降のエネルギー種別の温室効果ガス総排出量の割合は下表のとおりです。

表 3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
電気	56.7%	53.8%	52.0%	54.7%	51.9%
軽油	20.8%	22.4%	23.1%	23.1%	24.7%
ガソリン	20.1%	21.7%	22.8%	19.9%	20.5%
LPG	1.6%	1.2%	1.1%	1.5%	2.1%
自動車の走行	0.8%	0.9%	1%	0.9%	0.9%

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

当消防本部の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設・エネルギー別で分析しました。

《増加要因》

- 草木基地局に空調設備を設置（新設）したことによるエネルギー消費量の増加
- 災害出動件数の増加による燃料消費量の増加

《減少要因》

- 省エネタイプの空調設備更新による電気消費量の減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

当消防本部の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を項目別に示します。

① 庁舎の老朽化

当消防本部の管理する庁舎の中でも、特に老朽化が著しい宝達志水消防署（S47 竣工）、消防本部・羽咋消防署合同庁舎（S49 竣工）の2施設においては、省エネ効果が低い建物設備や建具の劣化による空調負荷が増大しています。

省エネタイプの空調設備の部分改修だけでは、効果的なCO₂排出量の削減に繋がらず、庁舎の建替えによる、合理的な省エネルギー対策の推進が必要であります。

② 照明の老朽化

当消防本部の管理する庁舎では、照明器具のLED化は進んでおらず、富来分署の車庫のみで、その他の庁舎照明はLED化が図られていません。また、人感センサー付き照明灯も志賀消防署の廊下のみで、照明の適正管理が図られていません。

庁舎建替えや改修工事による、LED照明の導入を図る必要があります。

③ 消防車両（消防車・救急車）の走行距離の増加

救急件数の増加や業務量の増加などに伴い、消防車両の走行距離が増加しCO₂排出量が増加しています。消防機関は、消防法第1条の目的を達成するため、消防車両の使用制限をすることはできませんが、業務出向中のエコドライブの徹底など、可能な限り燃料の消費削減に努める必要があります。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・PHEV・HV等）の導入も検討する事が必要です。

④ 再生可能エネルギーの導入

庁舎の災害時のレジリエンス強化を図るためにも、非常用発電設備だけでなく太陽光発電設備の導入も求められます。庁舎整備時には経済性を考慮しながら、再生可能エネルギーの導入を検討する必要があります。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

消防業務の性質上、ガソリン、軽油などの燃料使用については、消防法第1条の目的（以下「目的」という。）達成のためには欠くことのできないものであります。火災や災害等による発生件数や発生場所、活動時間等により燃料使用は大きく左右され、意図しない偶発事象であります。また、目的達成のためには日常的な訓練や通常業務は欠くことはできません。

更には、一般庁舎とは違い24時間稼働の庁舎であり、前段で挙げた課題のとおり、庁舎の建替えや設備更新のタイミングによる段階的な温室効果ガスの削減が合理的であります。

以上のことを考慮し、当消防本部の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

国の地球温暖化対策計画の全体目標では、基準年度の2013年度比で2030年度に46%、2035年度には60%、2040年度には73%削減（年/2.7%）することを目標としていることを踏まえつつ、より現実的な削減目標として2040年度には、基準年度の2020年度比で、25%～35%削減することを目標とします。

表4 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（2020年度）	目標年度（2040年度）
温室効果ガスの排出量	211.8t-CO ₂	158.9～137.7t-CO ₂
削減率	—	25%～35%

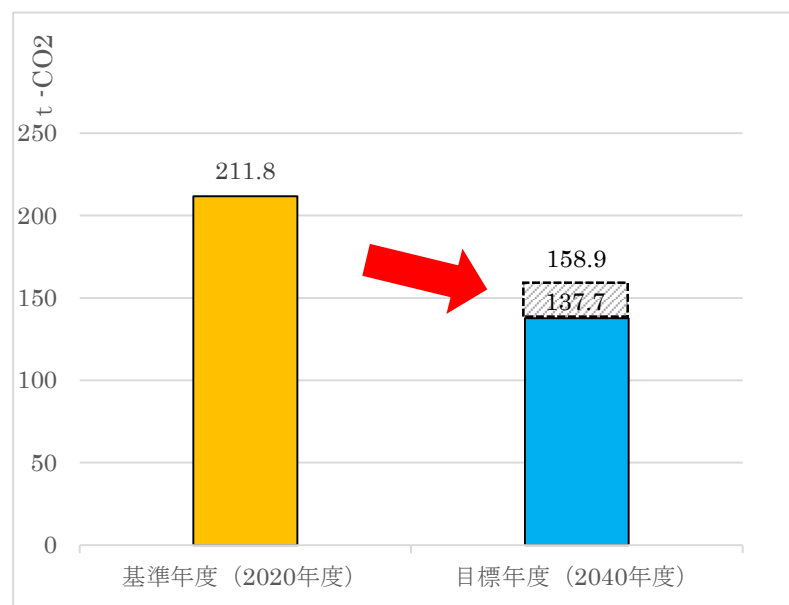


図7 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因に占める割合が最も大きい、電気使用量の削減に重点的に取り組み、その他の排出要因についても可能な限り削減に努めます。

また、職員一人一人が地球温暖化対策の重要性を認識し、環境問題に対する意識啓発を進め、省資源化及び省エネ化の取り組みを定着させます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 5 に示された取組が示されています。当消防本部においては、羽咋郡市広域圏事務組合主要事業長期計画で示されている、各庁舎の建替え・改修事業における「建築物における省エネルギー対策の徹底」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 5 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の 約 50%以上に太陽光発電設備を設置、2040 年度までに 100% 設置 を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す 。また、2030 年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体の LED照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに 調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力 とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 （GX 製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの）

① 施設設備等の更新・運用改善

新たに施設設備を導入する際や更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入します。また、現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 熱効率の悪いボイラーや燃焼機器は更新を進めます。(志賀消防署)
- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調設備のフィルター清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 自動販売機の照明は消灯を基本とします。

② 庁舎整備における省エネルギー対策の徹底

消防本部・羽咋消防署合同庁舎、宝達志水消防署庁舎の各建設事業（建替え）、及び志賀消防署、志賀消防署富来分署の各改修事業においては、ZEB 化について協議検討し、積極的に省エネルギー対策を実践します。

- 老朽化する消防庁舎建設では BEMS の導入、ZEB Oriented 相当以上を目指します。
- 庁舎の改修工事の際は、複層ガラス等の導入を検討し断熱効果の向上を図ります。

③ LED 照明の導入

既存建物を含めて施設全体の LED 照明の導入割合を 2035 年度までには 100%とします。

④ 庁舎整備における再生可能エネルギー導入の検討

消防本部・羽咋消防署合同庁舎、宝達志水消防署庁舎の各建設事業（建替え）においては、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。

⑤ 電動車（EV・PHEV・HV 等）の導入の検討

公用車（緊急自動車を除く）を更新する際には、電動車（EV・PHEV・HV 等）の導入を積極的に検討します。なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常的な取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 会議資料は必要最小限とし、電子媒体や情報共有システムを最大限に活用し、ペーパーレス化に努めます。
- 環境負荷が少ないグリーン購入に努めます。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 電子決裁システムなど、事務の見直し・効率化による残業削減に努めます。
- Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、消防本部に地球温暖化対策推進統括責任者、各施設に地球温暖化対策推進責任者を 1 名配置し、取組を着実に推進します。

① 地球温暖化対策推進統括責任者

消防総務課長を地球温暖化対策推進統括責任者とし、各施設の取組を管理し方針を指示します。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 地球温暖化対策推進責任者

各署所の署長・分署長を責任者とし、各署所においての取組を推進し、その状況を統括責任者に定期的に報告します。

③ 地球温暖化対策推進実行計画事務取扱い

本計画の事務取扱いは消防総務課で行い、各施設の実行状況を把握します。

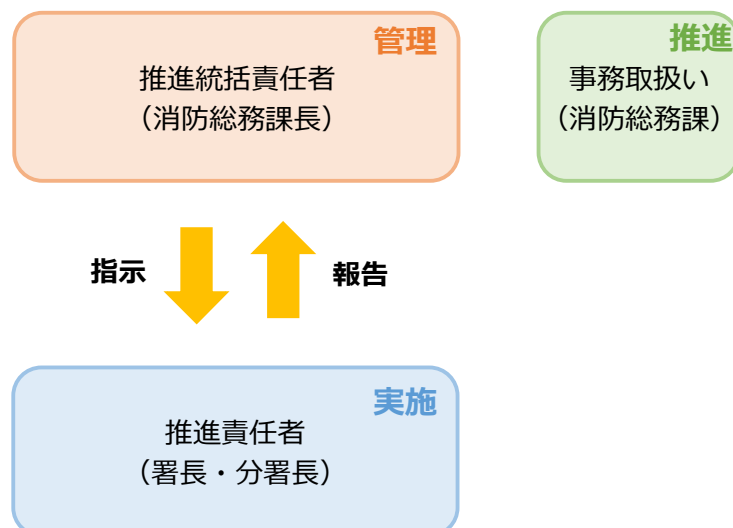


図 8 本計画の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

統括責任者は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。見直し予定時期の 2030 年度、2035 年度に改定要否の検討を行い、必要がある場合には本計画の改定を行います。

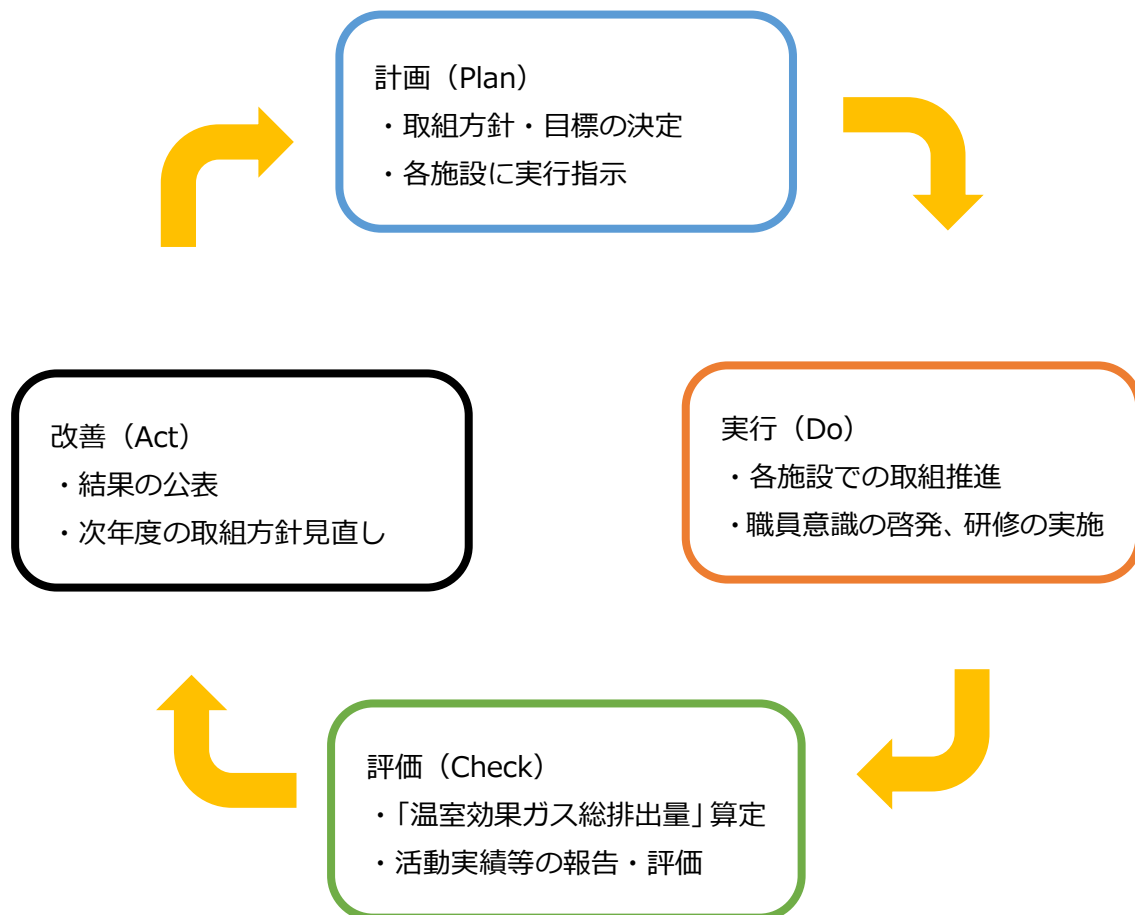


図 9 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、当消防本部のホームページ等で毎年公表します。